会 議 録

会議の名称		2020年 第11回 春日部市農業委員会総会		
開	催日時	令和2年11月24日(火)	開 会 午前 10 時 00 分 閉 会 午前 11 時 00 分	
開	催 場 所	春日部市役所2階全員協議会室		
議	長 氏 名	会長 齋藤 千松		
		(出席人数:16人)		
		1 川鍋 信一	11 伊藤 弘子	
		2 齋藤 千松	12 横井 貞夫	
		3 鈴木 宏	13 折原 みち子	
		4 水口 健二	14 前島 喜一	
		5 小川 利雄	15 (欠番)	
	農業委員	6 髙髙 公彦	16 内田 髙由	
	辰禾安只 	7 萩原 勝	17 小久保 静夫	
		8 星野 治三郎	18 市川 大倫	
出		9 渡邉 幸夫	19 (欠番)	
I		10 山﨑 勇喜		
席				
	事務局	(出席人数:5人)		
者		農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長	
		関口 信義	金子 昌行	
		農地振興担当主幹	農地振興担当主査	
		前島清史	中澤 ますみ	
		農地振興担当主事		
		加藤祐一		

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	議案第2号	号農地法第3条(委員会):公開 号農地法第5条(知事):公開 号租税特別措置法適格者証明:公開	
一部公開・非公開の場合はその理由	□ 要綱第3条第1号該当:□ 要綱第3条第2号該当:□ 要綱第3条第3号該当:□ 要綱第3条第4号該当:		
配布資料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書		
会議録の作成方法	□ 録音テープ等を使用した全文記録■ 録音テープ等を使用した要点記録□ 要点記録		
会議録署名の指定	議席番号 10	委員氏名 山﨑 勇喜	
	1 1	市川 大倫	

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	開会(午前10時00分) ただ今から2020年第11回総会を開会いたします。本総会は新制度による任命期間3年間最後の総会となりますので、はじめに、春日部市長石川良三様よりごあいさつをお願いしたいと思います。
市長	(市長謝辞)
議長	ありがとうございました。この後、市長は公務のため退席いたします。 この際、暫時休憩といたします。 (休憩)(市長退室) 休憩前に引き続き、会議を開会します。
議長	本日は、在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。次に、運営委員会委員長より報告がございます。
運営委員長	本日の総会前の運営委員会におきまして、 (1) 春日部市農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況について (2) 残存小作の権利の関係について (3) 議決と許可の不一致について の件につきまして、協議しました。
議長	それでは本日の議題は、 日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」1議案3件 日程2 議案第2号「農地法第5条(知事)」1議案8件 日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案1件 合計3議案となります。なお、議案第2号「農地法第5条(知事)」の申請 番号74番は、取下げとなりましたので欠番になります。 次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号10番山﨑勇喜委員、11番伊藤弘子委員、議席番号18番市川大倫委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、

農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項につい ては、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたし ます。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それ では、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条(委員会)」を 議題といたします。申請番号48番から50番について、事務局より説明を 求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条(委員会)について」許可申請が3件あったの で、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。

申請番号48番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模 の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧くだ さい。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。経 営地につきましては問題ありませんが、世帯構成員である代理人から話を聞 いたところ、農地法第3条の許可を取得せずに、耕作している農地があるた め、農地法第3条第2項第1号、6号、7号に該当します。そのため、対象 者に聞き取りを予定しております。

申請番号49番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模 の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧くだ さい。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。越 谷市に照会したところ、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認し ました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号50番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模 の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧くだ さい。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書 類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。 また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委 員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡 大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代 わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号48番から50番について、事務局より、推進 委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号48番 について、田口推進委員より、山﨑推進委員、内田農業委員、小久保農業委 員と同行して令和2年11月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地 調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適

正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号49番について、石井推進委員より、星野農業委員と同行して令和2年11月15日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号50番について、小川推進委員より、濵野推進委員、齋藤農業委員と同行して令和2年11月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地については担当地区委員より、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番川鍋信一委員より申 請番号48番から50番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため問題なしと報告がありました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、農地法第3条の許可を取得せずに、耕作している農地があるため、対象者に聞き取りを予定しています。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により継続審議とし、11月30日に対象者から聞き取りをして、審議が整い次第、再審議とすることと決しました。

申請番号49番、50番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

議長

委員

議席番号18番市川です。申請番号48番について、質問します。農地法第3条の許可を取得せずに、耕作している農地があるということですが、どのような経緯で判明したのですか。

事務局

代理人から事情をきいたところ、判明したため、11月30日に対象者から聞き取りをいたします。

ほかに質問はありますか。

議長

議席番号10番山﨑です。申請番号50番について、質問します。譲受人 委員 は農地所有適格法人としての申請ですか。

農地所有適格法人の申請は取り下げがありました。個人での申請です。

事務局

ほかに質問はありますか。

議長

(なしの声あり)

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。おはかりします。申請番号48番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。よって、申請番号48番と、49番、50番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号48番を継続審議とし、 審議が整い次第、再審議することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号 48番を継続審議と決しました。

次に、申請番号49番、50番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号49番、50番を許可と決しました。

次に日程2議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。おはかりいたします。本案につきましては、申請番号69番については、議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。申請番号67番、68番、70番から73番、75番について、事務局より説明を求めます。

事務局

申請番号67番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するためで、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されて

います。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側及び南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、公共下水に排水する計画で、下水道課と調整中です。資金計画については、自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号68番について、詳細は議案書のとおり。申請人は個人事業主で建築業を営んでいます。転用計画は、既存の資材置場の移設に伴う資材置場の設置です。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。しかし、既存の資材置場の利用状況に対して、過大な転用面積と考えます。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号70番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、建設業を営んでいます。転用計画は、資材置場の増設です。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として障壁を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明が添付されています。しかし、既存の資材置場の利用状況に対して、過大な転用面積と考えます。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号71番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、建設業を営んでいます。申請理由は、令和2年9月18日に転用許可を受けた物流倉庫の建築工事にあたり、仮設事務所を設置するための一時転用です。一時転用期間は1年です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として柵を設置します。資金については、自己資金として残高証明が添付されています。道路管理課と調整中です。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール未満であ

り、第2種農地と考えられます。

申請番号72番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するための敷地拡張です。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、側溝に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号73番について、転用計画は、自己用住宅を建築するためで、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側及び東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、組合下水に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号 7 5 番について、申請法人は、建設業を営んでいます。転用計画は、資材置場の設置です。案内図 2 1 頁詳細図 2 2 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書及が添付されています。しかし、資材置場を拡大する理由が明確ではありません。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号67番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

議長

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

事務局

申請番号67番について、金重推進委員の代理で、山﨑農業員より、金重推進委員と同行して令和2年11月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。次に議席番号3番鈴木宏委員より申請番号67番、68番、70番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号67番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。現地調査をしたところ、周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

申請番号68番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査をしたところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、現在の資材置場より広い面積の資材置場に拡大する理由が不明確です。そのため、埼玉県の審査にあたっては、面積を拡大する理由を明確にすることの意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

申請番号70番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査をしたところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、現在の資材置場より広い面積の資材置場に拡大する理由が不明確です。そのため、埼玉県の審査にあたっては、面積を拡大する理由を明確にすることの意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

次に議席番号4番水口健二委員より申請番号71番から73番、75番の 事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号71番から73番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

申請番号75番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員

等はお示ししたとおりです。現地調査をしたところ、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、現在の資材置場より広い面積の資材置場に拡大する理由が不明確です。そのため、埼玉県の審査にあたっては、面積を拡大する理由を明確にすることの意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

議長

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号68番、70番、75番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号67番、71番から73番と、68番、70番、75番を別に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号68番を許可相当とし、 ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立 を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号68番を許可相当と、ただし意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号70番を許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号 70番を許可相当と、ただし意見を付して県知事に送付いたします。次に、 申請番号75番を許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見 を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号 75番を許可相当と、ただし意見を付して県知事に送付いたします。次に、 議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号67番、71番から73番を 許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号 67番、71番から73番を許可相当として県知事に送付いたします。

次に、申請番号69番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号9番渡邉幸夫委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。

(休憩)(委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号69番について、事務局より説明を求めます。

事務局

申請番号69番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、江戸川堤防強化対策工事に伴う自己用住宅の移転です。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年1月17日自己専用住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として擁壁を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、排水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、収用物件の売却費を充当する物件移転に関する契約書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺はおおむね10~クタール以上の規模の集団的農地の区域内にあり、第1種農地と考えます。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番鈴木宏委員より申請 番号69番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号69番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

議長

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号69番を許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号 69番を許可相当として県知事に送付いたします。この際、暫時休憩といた します。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩)(委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を開会します。次に、日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号11番について、事務局

より説明を求めます。

事務局

議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請が1件あったので、 審議を求める。議案書4頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、 申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用 を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、 3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際、 必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明 するものです。申請番号11番について、詳細は議案書のとおり。案内図は 25頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したこ とにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証 明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は20 0日です。

議長

次に、申請番号11番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求 めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号11番 について、野村推進委員より、折原農業委員と同行して令和2年11月11 日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農 地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。 以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に議席番号4番水口健二委員より申請番号11番の事前審査の報告を求 めます。

委員

申請番号11番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員は お示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報 告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効 率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請に ついては事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号11 番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請番号 11番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に、日程4

報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」

日程5

報告第2号「農地法第4条(届出)」

日程6

報告第3号「農地法第5条(届出)」

日程7

報告第4号「農地法第18条(通知)」

日程8

報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の5頁から20頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

(事務局より今後のスケジュールの説明)

事務局

ほかにありますか。

議長

(なしの声あり)

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第11回総会を閉会いたします。なお、今回の総会を持ちまして、現委員の皆様お集まりの総会は最後となります。この3年間に及ぶ皆様のご尽力に感謝申し上げるとともに、今後におきましても農業委員会活動にご理解・ご協力を賜りますようお願いし、終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。なお、農業委員会親睦会から報告がありますので、少しの間、お残りください。閉会(午前11時00分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。
令和 年 月 日
署名者の職・氏名
議 長 <u>会長</u>
農業委員番
農業委員番
農業委員番